

- 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別記様式第8号（第10関係） 事業計画の変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇にて事業採択された下記の事業について、事業計画書を変更したので、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第9の〇により報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） 2 事業計画概要書（変更） ※1・※2 （略） ※3 要綱第9の5又は7に基づく報告の場合は、<u>別記様式第4号の事業計画概要一覧表（2以上の事業を併せ行う場合に限る。）</u>及び別記様式第5号の事業計画概要書又は要領別紙1別記様式第5号の調査計画事業計画概要書</p>	<p>別記様式第8号（第10関係） 事業計画の変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇にて事業採択された下記の事業について、事業計画書を変更したので、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第9の〇により報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） 2 業計画概要書（変更） ※1・※2 （略） ※3 要綱第9の5又は7に基づく報告の場合は、<u>別記様式第4号又は第5号の事業計画概要書</u>を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。</p>

を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

※4 (略)

### 要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

#### 第4 実施要件

1～7 (略)

8 第2の1及び2の事業のうち、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの

### 要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用)

#### 第4 実施要件

用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 (略)

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)のア及びウの事業にあっては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上、(畑に係るものにあつては20ヘクタール以上)、かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上のもの

(2)～(5) (略)

※4 (略)

### 要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

#### 第4 実施要件

1～7 (略)

(新設)

### 要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用)

#### 第4 実施要件

用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 (略)

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)のア及びウの事業にあっては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上、かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上のもの

(2)～(5) (略)

3～5（略）

## 第6 その他

1・2（略）

3 第4の2の（1）に規定する受益面積は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度（以下「計画年度」という。）に見込まれる面積とすることができる。この場合、事業実施主体は、以下により土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。

（1）都道府県知事は、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙4別記様式第1号により土地利用計画を提出するものとする。なお、計画年度は、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとし、変更があった場合には、事業実施主体は、要領別紙4別記様式第2号により速やかに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

（2）事業実施主体は、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を計画年度の3月末日までに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。

（3）地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長）は、（2）及び（4）の規定により報告

3～5（略）

## 第6 その他

1・2（略）

（新設）

があった計画年度の土地利用の実績が計画面積を満たさないときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導するものとする。

(4) 事業実施主体は、(3)の規定により指導を受けたときは、速やかに要領別紙4別記様式第4号により改善計画を提出するとともに、改善計画の計画年度までの毎年度、土地利用状況を調査し、その翌年度の9月末日までに、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局長に報告するものとする。なお、改善計画の計画年度は、指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。

4～7 (略)

#### 要領別紙4-2 (用排水施設等整備事業に係る取扱い)

##### 第1 湛水防除事業

1 要領別紙4の事業を実施する場合は、要領別紙4に掲げるもののほか、次に定める基準を満たすものとする。

(1) 排水施設整備工事(要領別紙4の第2の1の(1)のアの事業)

ア 要領別紙4の第4の2の(1)に規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

イ・ウ (略)

(2) (略)

3～6 (略)

#### 要領別紙4-2 (用排水施設等整備事業に係る取扱い)

##### 第1 湛水防除事業

1 要領別紙4の事業を実施する場合は、要領別紙4に掲げるもののほか、次に定める基準を満たすものとする。

(1) 排水施設整備工事(要領別紙4の第2の1の(1)のアの事業)

(新設)

ア・イ (略)

(2) (略)

(3) 湛水防除施設改修工事（要領別紙4の第2の1の(1)のウの事業)

要領別紙4の第4の2の(1)に規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

(4) (略)

2・3 (略)

要領別紙6 (地域防災機能増進事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施要件

地域防災機能増進事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の事業にあっては、要領別紙1別記様式第4号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア (略)

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上 (畑に係るものにあつては20ヘクタール以上) のもの

2・3 (略)

第7 事業の実施

1 (略)

2 第4の1のイに規定する受益面積は、事業完了予定年度の

(新設)

(3) (略)

2・3 (略)

要領別紙6 (地域防災機能増進事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施要件

地域防災機能増進事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の事業にあっては、要領別紙1別記様式第4号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア (略)

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

2・3 (略)

第7 事業の実施

1 (略)

(新設)

5年後までのいずれかの年度（以下「計画年度」という。）に見込まれる面積とすることができる。この場合、事業実施主体は、以下により土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。

（１）都道府県知事は、要綱第８の１の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙４別記様式第１号により土地利用計画を提出するものとする。なお、計画年度は、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとし、変更があった場合には、事業実施主体は、要領別紙４別記様式第２号により速やかに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

（２）事業実施主体は、要領別紙４別記様式第３号により土地利用の実績を計画年度の３月末日までに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。

（３）地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長）は、（２）及び（４）の規定により報告があった計画年度の土地利用の実績が計画面積を満たさないときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導するものとする。

（４）事業実施主体は、（３）の規定により指導を受けたときは、速やかに要領別紙４別記様式第４号により改善計画を

提出するとともに、改善計画の計画年度までの毎年度、土地利用状況を調査し、その翌年度の9月末日までに、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。なお、改善計画の計画年度は、指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。

3～5 （略）

## 要領別紙6-2（地域防災機能増進事業に係る取扱い）

### 第1 土地改良施設豪雨対策事業

要領別紙6の第4の1のイに規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

## 要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）

### 第2 事業内容

要領別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池とする。

1～6 （略）

### 第4 実施要件

#### 1 大規模事業

(1)～(3) （略）

2～4 （略）

(新設)

## 要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）

### 第2 事業内容

要領別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

1～6 （略）

### 第4 実施要件

#### 1 大規模事業

(1)～(3) （略）

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの  
(削る。)

ア～キ (略)

2 小規模事業

(1) ～ (4) (略)

(5) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの  
(削る。)

ア～オ (略)

3・4 (略)

5 第2の1及び2の事業のうち、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合には、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの

6～8 (略)

要領別紙1別記様式第1号(第2関係)～要領別紙3別記様式第1号(第2関係) (略)

要領別紙4別記様式第1号

土地利用計画

1 事業名

2 地区概要

<u>県名</u>	<u>地区</u>	<u>関係</u>	<u>着工</u>	<u>完了</u>	<u>主要工事</u>	<u>備考</u>
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------	-----------

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの  
ア 防災重点農業用ため池を含むもの

イ～ク (略)

2 小規模事業

(1) ～ (4) (略)

(5) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの  
ア 防災重点農業用ため池を含むもの

イ～カ (略)

3・4 (略)

(新設)

5～7 (略)

要領別紙1別記様式第1号(第2関係)～要領別紙3別記様式第1号(第2関係) (略)

(新設)

	<u>名</u>	<u>市町 村名</u>	<u>年度</u>	<u>予定 年度</u>		

### 3 土地利用計画

<u>現況</u> <u>(ha)</u>				<u>計画 (○年度)</u> <u>(ha)</u>			
<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>	<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>
<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>

注1) 本表は、要領別紙4の第2の1のア及びウ、又は要領別紙6の第2の1の事業において、計画面積により受益面積の要件を満たすこととする場合に提出するものとする。

注2) 計画の年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とする。

要領別紙4別記様式第2号

(新設)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

( 北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事  
市町村長  
土地改良区理事長

土地利用計画の変更報告書の提出について

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第6の3の（1）（別紙6の第7の2の（1））の規定により、下記のとおり土地利用計画の変更について報告します。

記

1 事業名

2 地区概要

<u>県名</u>	<u>地区名</u>	<u>関係市町村名</u>	<u>着工年度</u>	<u>完了予定年度</u>	<u>主要工事</u>	<u>備考</u>

3 土地利用の計画

<u>現況</u> <u>(ha)</u>	<u>計画（○年度）</u> <u>(ha)</u>

<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>	<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>
<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>

注1) 要領別紙6の第7の2の(1)に基づき、土地利用計画の変更報告書を提出する場合は、文中の別紙4の第6の3の(1)を別紙6の第7の2の(1)とすること。

注2) 計画の年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とする。

要領別紙4別記様式第3号

(新設)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
市町村長  
土地改良区理事長

土地利用の実績の報告について

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第6の3の（2）、（別紙4の第6の3の（4）、別紙6の第7の2の（2）、別紙6の第7の2の（4））の規定により、下記のとおり土地利用の実績について報告します。

記

1 事業名

2 地区概要

県名	地区名	関係市町村名	着工年度	完了年度	主要工事	備考

3 土地利用の実績

<u>計画（○年度）</u> (ha)				<u>実績（○年度）</u> (ha)			
田	畑	その他	計	田	畑	その他	計
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)

注1） 要領別紙4の第6の3の（4）、要領別紙6の第7の2の（2）又は要領別紙6の第7の2の（4）に基づき、土地利

用の実績を報告する場合は、文中の別紙4の第6の3(2)を、別紙4の第6の3の(4)、別紙6の第7の2の(2)又は別紙6の第7の2の(4)とすること。

注2) 改善計画の提出後に土地利用の実績を報告する場合は、計画年度は、改善計画における計画年度とすること。

要領別紙4別記様式第4号

(新設)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

( 北海道にあつては農林水産省農村振興局長 )  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事  
市町村長  
土地改良区理事長

土地利用状況の改善計画の提出について

農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)別紙4の第6の3の(4)(別紙6の第7の2の(4))の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

2 土地利用状況及び原因と課題

<u>計画（○年度）</u>				<u>実績（○年度）</u>			
<u>(ha)</u>				<u>(ha)</u>			
<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>	<u>田</u>	<u>畑</u>	<u>その 他</u>	<u>計</u>
<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>	<u>(ha)</u>
<u>土地利用の実績が計画を満たさない原因及び課題</u>							

3 改善方策

<u>改善時期</u> <u>(計画年度)</u>	<u>○年度</u>
<u>改善方策</u>	<u>※改善方策を具体的に記載</u>

注1) 要領別紙6の第7の2の(4)に基づき、土地利用の状況の改善計画を提出する場合は、文中の別紙4の第6の3の(4)を別紙6の第7の2の(4)とすること。

注2) 改善時期（計画年度）については、指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。